

《ひょうごノーリフティングケアモデル施設の認定要件》

持ち上げない介護の普及推進のため、モデル施設としてノーリフティングケアに積極的に取り組めること。

具体的には、以下に示す必要な状態（ノーリフティングケアマネジメント研修 講義資料）に向け取り組めているかを5項目に分け、技術チェックや提出書類の内容、オンライン調査にて確認し審査する。

	1 ノーリフティングケアの理解と体制の構築	評価方法
職員に必要な状態	1-1)職員はノーリフティングの必要性（理念）を理解できている	理解度テスト
	1-2)職員は抱え上げない・持ち上げない・引きずらないケア技術を習得できている	実技チェック
	1-3)ノーリフティングケアを推進する組織体制の構築	レポート評価
	2 職員の教育体制	
	2-1)ノーリフティングケアを推進するための教育目標の立案と研修計画がある	レポート評価
	2-2)指導者養成の育成計画を立案し、実践している	
	2-3)ノーリフティングケアの技術チェックをしている	
職場に必要な状態	3 環境整備	
	3-1)介護現場の危険な場所の把握（リスク抽出）ができている	レポート評価
	3-2)危険な理由を分析し、改善活動がなされている	
	3-3)ノーリフティングケアの実践に必要な福祉用具が導入され（もしくは導入計画を立案し）、管理担当者がある	
	4 職員の健康管理（腰痛予防）	
	4-1)安全衛生委員会等を設置し、各委員会と連携した腰痛予防対策を講ずる組織体制を構築している	レポート評価
	4-2)腰痛発生リスクの高い介護内容を把握している	
4-3)腰痛発生リスクの高い介護内容に対する改善計画が立てられている		
4-4)改善計画に沿った実践（取組み）がされている		
対象者に必要な状態	5 対象者に対するノーリフティングケアの提供	
	5-1)ノーリフティングケアの視点をもったアセスメントが実践され、ケア方法の変更があった際に、周知徹底の方法がある	レポート評価
	5-2)福祉用具を活用したノーリフティングケアが実践できている	オンライン調査

※1-1) 職員はノーリフティングの必要性（理念）を理解できている

- ・ノーリフティングケアの必要性（理念）は理解度テストにて確認
- ・理解度テスト対象者は、正規・非正規職員に関わらず、また介護職・事務職等の職種に関わらず全ての職員を対象とする。但し、短時間勤務職員などは対象としないが、**回答率は70%以上が必要。**

※1-2) 職員は抱え上げない・持ち上げない・引きずらないケア技術を習得できている

※マネジメント研修内で実施

●介護技術試験内容

【課題】仰臥位で寝ている人を車いすへ座らせる

- ① スライディングボード使用 ②リフト使用 ③スライディングシート使用
上記の課題に対して①～③の方法を選択し、実施する。